平成２２年（フ）第２３１号
横浜市旭区市沢町458番地５
債務者　渡部　敏昭
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　英信
4　破産債権の届出期間　平成22年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５号
新潟県佐渡市相川四町目20番地
債務者　木本　　章
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　克哉
4　破産債権の届出期間　平成22年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２１年（フ）第６８２号
北海道旭川市東光８条７丁目１番10号
債務者　長原　淳子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹本　康志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月13日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３７２号
大阪府枚方市村野東町49番２号
債務者　有田　貴則
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　勝規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１０号
大阪府守口市馬場町３丁目４番10号、住民票上の住所大阪府泉南郡熊取町大久保北３丁目346番地の11
債務者　山光商店こと　山﨑　光則
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝井　良光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４６号
大阪府摂津市鳥飼上２丁目１番52―210号、前住所大阪府摂津市一津屋１丁目29番１―205号
債務者　村瀬　文夫
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　剛司
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８４号
大阪市住吉区長居西１丁目11番33号　エクレールオザキ303号
債務者　西野　正悦
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白﨑　識隆
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第８７８号
岩手県花巻市愛宕町８番４号
債務者　有限会社ネットワン
代表者取締役　畠山　浩司
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４３７号
北海道茅部郡森町字鷲ノ木町144番地の１
債務者　磯谷　泰子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２２号
函館市山の手３丁目22番５号
債務者　佐々木直美
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３４号
函館市赤川１丁目20番９号
債務者　近江　隆治
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４５号
函館市的場町10番15号
債務者　佐藤　美治
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４６号
函館市的場町10番15号
債務者　佐藤　利子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４９号
函館市堀川町１番５―202号
債務者　中嶋　拓夫
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１８８号
岩手県大船渡市立根町字宮田34番地１
債務者　三宅　　肇
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１３号
岩手県一関市千厩町奥玉字中日向35番地２
債務者　千葉　勝行
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１６号
岩手県一関市三関字日照72番地２　メンバーズタウン桜町Ａ101
債務者　井川　敏彦
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
盛岡地方裁判所一関支部